

条 例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十三号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公的医療機関」の下に「等」を、「特定診療科等」の下に「若しくは準特定診療科」を加える。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「公的医療機関等」とは、公的医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。）又は独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関をいう。

第二条第三項中「（診療科名中に産科を示す名称を有する診療科をいう。）及び「（診療科名中に小児科を示す名称（これに類するものとして規則で定めるものを含む。）を有する診療科をいう。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この条例において「特定医療機関」とは、特定地域の公的医療機関等又は医師の確保が必要な医療機関として知事が定めるものをいう。

第二条に次の二項を加える。

5 この条例において「準特定診療科」とは、県内の病院の外科又は県内の医療機関の総合診療を担う診療科をいう。

6 この条例において「特定期間」とは、第四条第一項に規定する奨学金の貸与期間の二分の三に相当する期間をいう。

第三条第一項第一号二及び第二号ハ並びに第六条第二号中「公的医療機関又は特定診療科等」を「公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科」に改める。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、その者が次条各号のいずれにも該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八条第一号を次のように改める。

一 特定医療機関又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務しているとき。

第八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「後期研修（埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号）第二条第五項の後期研修をいう。）」を「専門研修（臨床研修を修了した医師が専門性を高めるために受ける研修で知事が認めるものをいう。次条第一号及び第三号において同じ。）」に改め、「（第一号）の下に「及び第二号」を加え、同条第四号とし、同条第二号中「において臨床研修」を「（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項の知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものをいう。次条第二号及び第三号において同じ。）において臨床研修（同項の臨床研修をいう。以下同じ。）」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 県内の病院に医師として勤務しているとき（前号に該当する場合を除く。）。
第九条を次のように改める。

（返還等の債務の当然免除）

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

- 一 特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院（特定医療機関を除く。）に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間（臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間（専門研修を受講した期間にあつては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。）を除く。）が四年に達したとき。
- 二 特定診療科等に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間（この期間が二年を超えるときは、二年とする。次号において同じ。）とを合計した期間が特定期間に達したとき。
- 三 準特定診療科に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関の準特定診療科に医師として勤務した期間（専門研修を受講した期間を除く。）が二年に達したとき。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。